

議案第59号

平成29年度

小金井市

一般会計補正予算

(第3回)

平成29年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

平成29年度小金井市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月15日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 19,210,464	千円 6,741	千円 19,217,205
	1 社 会 福 祉 費	7,583,945	6,741	7,590,686
13 予 備 費		77,678	△6,741	70,937
	1 予 備 費	77,678	△6,741	70,937
歳 出 合 計		41,173,695	0	41,173,695

議案第59号資料1

平成29年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

1 総括 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 19,210,464	千円 6,741	千円 19,217,205
	1 社会福祉費	7,583,945	6,741	7,590,686
13 予備費		77,678	△6,741	70,937
	1 予備費	77,678	△6,741	70,937
歳出合計		41,173,695	0	41,173,695

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			6,741
			6,741
			△6,741
			△6,741
			0

2 歳 出

款 3 民 生 費

項 1 社 会 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 福祉会館費	196,186	6,741	202,927			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
6,741			
6,741	13 委託料	23	1 福祉会館に要する経費 (地域福祉課) 6,741
	15 工事請負費	6,718	13 委託料 (23) 契約差金 (福祉会館解体工事監理委託料) △ 433 福祉会館解体工事監理委託料その2 456 15 工事請負費 (6,718) 契約差金 (福祉会館解体工事) 福祉会館解体工事その2

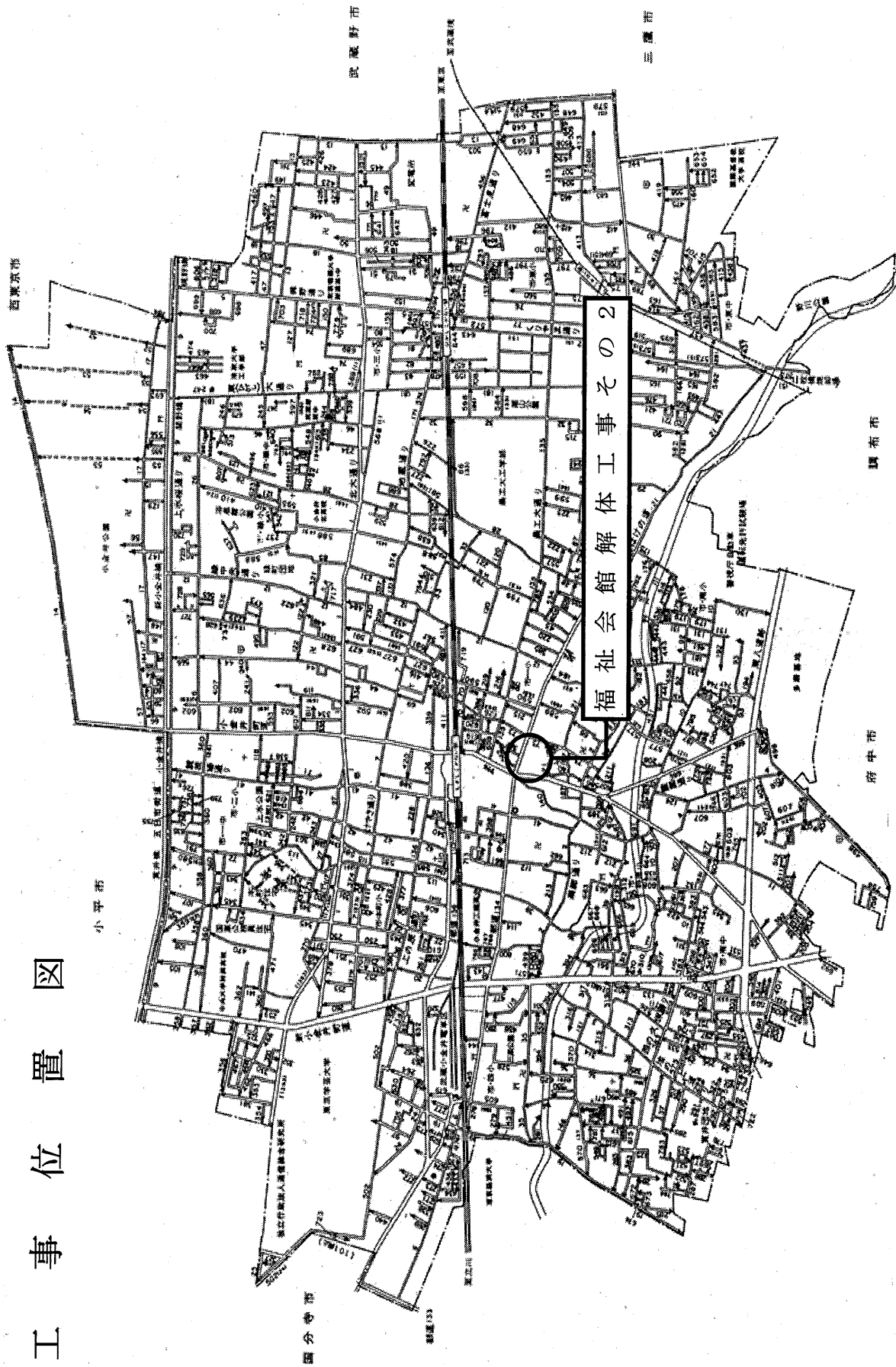
款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	77,678	△ 6,741	70,937			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 6,741		千円	千円

工事位置図



福祉会館解体工事補正概要について

1 目的

平成29年3月に契約を締結した福祉会館解体工事において、追加工事及び契約期間の変更が必要となったことから、予算の補正を行う。

2 工事概要

工事の進捗に伴い具体的な現地調査等が進んだことにより、福祉会館建設当時の旧山留めが残置されていること、敷地境界と地下躯体の離隔距離が狭小であること等が新たに確認された。このことにより、旧山留めの撤去が必要であるほか、本工事当初における山留め工法の採用が困難なことから、現状に即した山留め工法の採用が必要となり、あわせて、近隣への騒音振動の低減、作業効率の低下を補う作業等の追加工事が必要となった。

3 主な内容

- (1) 躯体解体工事の追加（今回補正）
- (2) 山留め工事の追加（今回補正）
- (3) 旧山留め撤去工事の追加（今回補正）
- (4) 当初契約分山留め工事の中止（今後減額予定）

4 補正内容

(1) 福祉会館解体工事（税込み）

当初予算額	172,368千円（その1）
現契約額	137,160千円
契約差金	△35,208千円（その1）（今回補正）
追加工事額	41,926千円（その2）（今回補正）
減額工事額	△14,634千円（その1）（今後減額予定）
変更後工事総額	164,452千円

(2) 福祉会館解体工事監理委託（税込み）

当初予算額	2,917千円（その1）
現契約額	2,484千円
契約差金	△433千円（その1）（今回補正）
追加委託額	456千円（その2）（今回補正）
減額委託額	△221千円（その1）（今後減額予定）
変更後委託総額	2,719千円

福祉会館解体工事工程表 (計画)

年/月	H29.3月	H29.4月	H29.5月	H29.6月	H29.7月	H29.8月	H29.9月	H29.10月	H29.11月	H29.12月	H30.1月	H30.2月	H30.3月	備考
工事準備 (資材の手配、関係官庁へ届出、 工事前近隣家屋調査他)	■													
仮設工事 (外部足場、災害防止施設他)		■	■										■	
建物地上階 解体工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
山留め (地下掘削時保護壁の設置解体)							■	■	■	■	■	■	■	
建物地下階 解体工事							■	■	■	■	■	■	■	
杭 引抜工事 (既存杭撤去工事)								■	■	■	■	■	■	
埋戻し 整地 (盛地化復旧工事)							■	■	■	■	■	■	■	
外構・設備・工作物 撤去												■	■	
検査 (建物解体後現場検査、 工事後近隣家屋調査他)													■	

議案第60号

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年9月15日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都最低賃金の引上げ等に鑑み、臨時職員の賃金を改正するため、本案を提出するものであります。

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市臨時職員の任用等に関する条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表一般事務の項中「940円」を「960円」に改め、同表技術（土木、建築等）の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表保健師の項中「1,700円」を「1,720円」に改め、同表看護師の項中「1,530円」を「1,550円」に改め、同表保育士の項中「1,080円」を「1,180円」に改め、同表栄養士の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同表児童厚生員の項及び学童保育指導員の項中「1,030円」を「1,130円」に改め、同表社会福祉士の項及び精神保健福祉士の項中「1,630円」を「1,650円」に改め、同表学芸員の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同表軽作業（用務等）の項中「940円」を「960円」に改め、同表給食調理の項中「1,030円」を「1,050円」に改め、同表その他の職種の項中「1,630円」を「1,720円」に改める。

付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

議案第60号資料1

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表(第5条、第13条関係)	別表(第5条、第13条関係)	1時間当たりの賃金	1時間当たりの賃金	
職種	職種			
一般事務	一般事務	960円	940円	任命権者が定める限度額の引上げ
技術(土木、建築等)	技術(土木、建築等)	1,100円	1,080円	
保健師	保健師	1,720円	1,700円	
看護師	看護師	1,550円	1,530円	
保育士	保育士	1,180円	1,080円	
栄養士	栄養士	1,200円	1,100円	
児童厚生員	児童厚生員	1,130円	1,030円	
学童保育指導員	学童保育指導員	1,130円	1,030円	
社会福祉士	社会福祉士	1,650円	1,630円	
精神保健福祉士	精神保健福祉士	1,650円	1,630円	
学芸員	学芸員	1,200円	1,100円	
省略		省略		
軽作業(用務等)	軽作業(用務等)	960円	940円	
給食調理	給食調理	1,050円	1,030円	
その他の職種	その他の職種	1,720円までを限度として、職務の内容に基づき、他の臨時職員の賃金との均衡を考慮して任命権者が定める額	1,630円までを限度として、職務の内容に基づき、他の臨時職員の賃金との均衡を考慮して任命権者が定める額	

付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

議案第60号資料2

多摩26市における臨時職員（一般事務）
の賃金単価及び引上げ予定について

1 多摩26市における臨時職員（一般事務）の賃金単価（平成29年4月1日現在）

1,040円 1市

970円 2市

962円 1市

960円 4市

950円 6市

940円 11市

932円 1市

※ 小金井市は940円

2 賃金単価が東京都最低賃金（958円）を下回る自治体（18市）の賃金単価改正予定額

958円 3市

960円 10市

970円 3市

990円 1市

未定 1市

※ 小金井市は960円に引上げ予定

※ 賃金単価は、全て1時間当たりの賃金単価

臨時職員の職種別賃金単価の多摩26市平均との比較

単位 (円)

職種	26市 平均額	現行		増額	改正	
		賃金額	26市平均 との差額		賃金額	26市平均 との差額
一般事務	952	940	△ 12	20	960	8
技術 (土木、建築等)	1,130	1,080	△ 50	20	1,100	△ 30
保健師	1,807	1,700	△ 107	20	1,720	△ 87
看護師	1,641	1,530	△ 111	20	1,550	△ 91
保育士	1,083	1,080	△ 3	100	1,180	97
栄養士	1,268	1,100	△ 168	100	1,200	△ 68
児童厚生員	1,082	1,030	△ 52	100	1,130	48
学童保育指導員	1,069	1,030	△ 39	100	1,130	61
社会福祉士	1,576	1,630	54	20	1,650	74
精神保健福祉士	1,631	1,630	△ 1	20	1,650	19
学芸員	1,420	1,100	△ 320	100	1,200	△ 220
重労働 (ごみ収集等)	1,177	1,300	123	0	1,300	123
軽作業 (用務等)	985	940	△ 45	20	960	△ 25
給食調理	1,006	1,030	24	20	1,050	44

※ 26市平均額は、平成29年4月1日現在の賃金額で小数点以下を四捨五入